

# 指名停止等措置に係る苦情処理手続について

制 定 平成 18 年 3 月 29 日付け 17 財契第 823 号

標記について、下記のとおり定め、平成 18 年 4 月 1 日から実施することとしたので、通知する。

## 記

### (対象となる措置)

第 1 本通達による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 4 4 3 号。以下「措置要領」という。)の規定による指名停止(以下単に「指名停止」という。)
- 二 措置要領第 9 の警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)

### (指名停止の理由の明示)

第 2 理事長は、措置要領第 6 第 1 項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

### (苦情申立て)

第 3 第 1 各号に掲げる措置を受けた者は、当該措置について、書面(次項及び第 6 において「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 申立者の商号又は名称並びに住所
  - 二 申立てに係る措置
  - 三 申立ての趣旨及び理由
  - 四 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
  - 一 指名停止 当該指名停止の期間内
  - 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して 2 週間以内

### (苦情申立てに対する回答)

第 4 理事長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して 5 日以内(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 第 178 号)に規定する休日及び年末年始等の休業日(以下「休日」という。)を含まない。)に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

### (苦情申立ての却下)

第 5 理事長は、第 3 第 3 項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

( 苦情処理結果の公表 )

第 6 理事長は、第 4 第 1 項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

( 再苦情申立て )

第 7 第 4 第 1 項の回答に不服がある者は、理事長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

一 指名停止 当該指名停止の期間内（第 4 第 1 項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が 2 週間を下回る場合にあっては、第 4 第 1 項の回答の翌日から 2 週間以内）

二 警告等 第 4 第 1 項の回答の翌日から起算して 2 週間以内

( 入札監視委員会に対する審議依頼 )

第 8 理事長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

( 再苦情申立てに対する回答 )

第 9 理事長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い理事長が講じようとしている措置の概要

( 再苦情申立ての却下 )

第 10 理事長は、第 7 第 2 項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

( 再苦情処理結果の公表 )

第 11 理事長は、第 9 第 1 項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。